

地

域

再

生

制

度



はじめに

平成26年の「まち・ひと・しごと創生法」の制定以降、国においては「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定されるとともに、ほぼ全ての地方公共団体において「地方版総合戦略」が策定されており、国・地方における地方創生の取組が本格的に進められているところです。

「地域再生制度」は平成17年から開始されましたが、平成19年以降9度の法改正を行い、地方創生の推進のための有用なツールとして、その役割は大きくなっています。

「地方創生」と一口に言っても、「しごとの創出」、「人の流れの創出」、「結婚・出産・育児の希望の実現」、「時代にあった地域づくり」とその目標は多岐にわたります。地域再生制度はそれらを実現する具体的な取組を支援するためのメニューを取り揃えています。

本パンフレットは、地域再生制度を用いてどのように地域における地方創生の取組を推進できるのかをご案内するものです。地域における課題の解決に資するよう、課題ごとに代表的な支援措置を並べる形で構成されています。地域の課題解決のためにどのような支援メニューを活用できるのかといった観点から今後の参考としていただければと思います。

令和7年7月

内閣府地方創生推進事務局

目 次

地域再生制度とは

- 地域再生制度の概要 4
- 地域再生計画の認定プロセス 4

地方版総合戦略に基づく事業を幅広く支援します

- 新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金） 6
- 企業版ふるさと納税 9

農山漁村・中山間地域の取組を支援します

- 「小さな拠点」の形成支援 10
- 「農地付き空き家」等を活用した農村地域等への移住の促進 13

地域経済の活性化を支援します

- 地方で本社機能を有する拠点の強化を行う事業者に対する特例 14
- 地域再生支援利子補給金制度 15

地域の賑わい創出を支援します

- 地域再生エリアマネジメント負担金制度 16
- 商店街活性化促進事業計画に基づく措置 17
- PFI推進機構による公的不動産活用コンサルティング支援 17

多世代型のまちの形成を支援します

- 生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例 18
- 地域住宅団地再生事業に基づく特例等 19

地域再生を後押しする仕組み

- 地域再生協議会 20
- 新たな措置の提案 20
- 地域再生推進法人 21

参考資料

- 地域再生計画と連動する施策 22

コラム

- 地域再生制度のあゆみ 5
- 補助対象施設の有効活用 13
- 職員の派遣 15

地域再生制度の概要

近年、急速な少子高齢化の進展、人口減少、産業構造の変化等、社会経済情勢が大きく変化しています。こうした中、地域の活力の向上及び持続的発展の観点から、地域における創意工夫を生かしつつ、潤いのある豊かな生活環境を創造し、地域の住民が誇りと愛着を持つことのできる住みよい地域社会の実現を図り、地域における地理的及び自然的特性、文化的所産並びに多様な人材の創造力を最大限に活用し、官民の適切な連携の下、**地域の創意工夫を凝らした自主的かつ自立的な取組を推進することが重要**となっています。

地域再生制度は、こうした現状認識の下、魅力ある就業の機会を創出するとともに、地域の特性に応じた経済基盤の強化及び快適で魅力ある生活環境の整備を総合的かつ効果的に行う目的で、平成17年に創設されました。平成19年以降9度の法改正

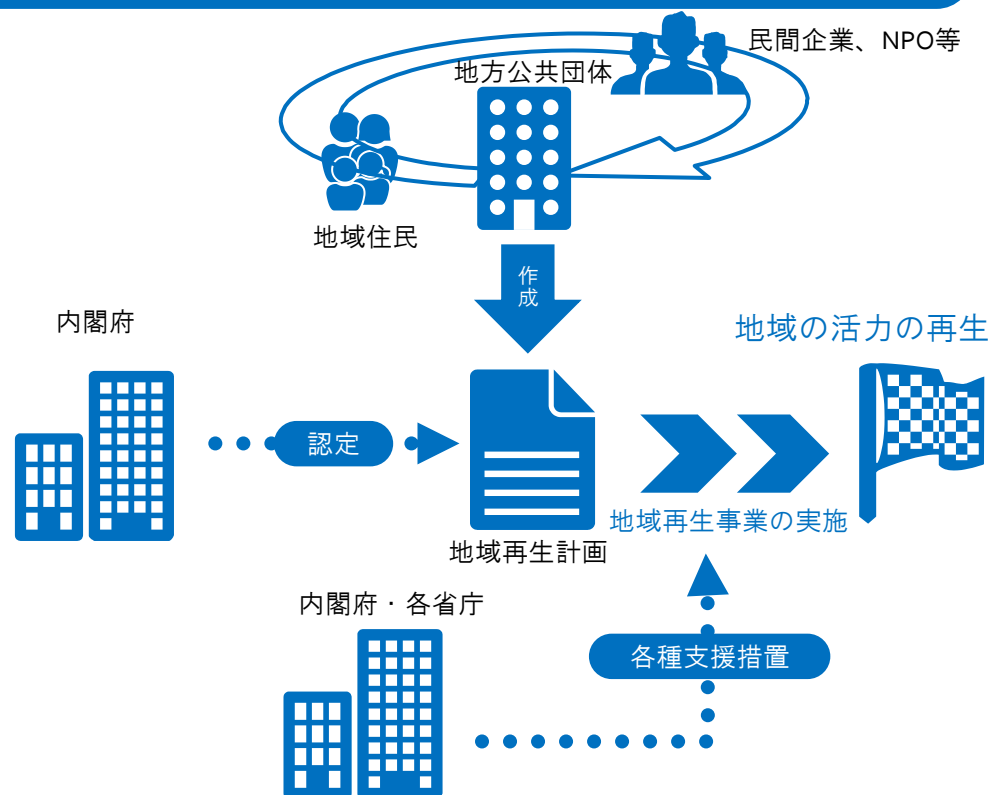
を行い、**地方創生の推進のための有用なツールとして、その役割は大きくなっています。**

地域再生制度では、地域の自主的・自立的な取組を支援するため、地域からの声や地域の政策ニーズを踏まえて、国が支援措置のメニューを整備します。

地方公共団体は、地域住民や民間企業、NPO等といった関係者・関係機関等と連携し、**自らの地域の取組に必要な支援措置を記載した地域再生計画の認定を受け、地域再生の実現を目指します。**

また、関係者・関係機関等は、地域再生計画を作成することを地方公共団体に提案することができます。

これまで、数多くの地方公共団体による地域再生計画が内閣総理大臣の認定を受け、国の支援措置を活用しながら地域再生事業を実施しています。



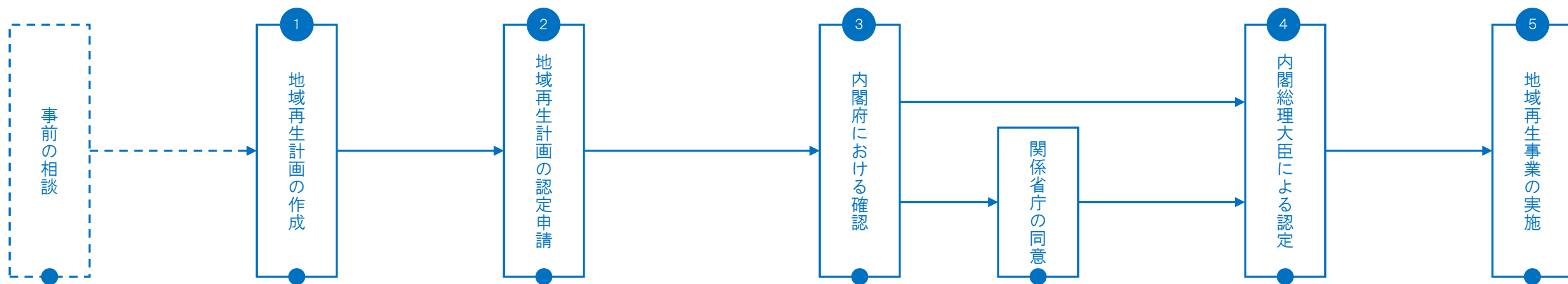
コラム① 地域再生制度のあゆみ

- 平成17年地域再生法制定
 - 地域再生本部の設置 など
- 平成19年改正
 - 地域再生協議会制度の創設 など
- 平成20年改正
 - 地域再生生子補給金制度の創設 など
- 平成24年改正
 - 特定地域再生制度の創設
 - 地域再生推進法人制度の創設 など
- 平成26年改正
 - 提出・認定手順のワンストップ化
 - 農地転用許可の特例の創設 など
- 平成27年改正
 - 地域再生土地利用計画の作成による特例創設
 - 企業の地方移転を促進する地方拠点強化税制の創設 など
- 平成28年改正
 - 地方創生推進交付金の創設
 - 企業版ふるさと納税の創設
 - 生涯活躍のまち形成支援の特例創設 など
- 平成30年改正
 - 企業の地方移転を促進する地方拠点強化税制の拡充
 - 地域再生エリアマネジメント負担金制度の創設
 - 商店街活性化促進事業制度の創設
 - 小さな拠点の形成に資する株式会社に係る課税の特例の拡充 など
- 令和元年改正
 - 地域住宅団地再生事業に基づく特例等の創設
 - 移住者に対する空き家・農地の取得の特例の創設
 - PFI推進機構の業務の特例の創設 など
- 令和6年改正
 - 地域住宅団地再生事業の拡充（提案制度の創設・特例の拡充）
 - 民間事業者の施設整備に関する地方債の特例創設
 - 企業の地方移転を促進する地方拠点強化税制の対象拡大 など

地域再生計画の認定プロセス

原則年3回受付
(1, 5, 9月頃)

認定申請から3月以内



- ❑ 関係法令の規定の解釈を含め支援措置の内容等について内閣府に確認を求めることができます。
- ❑ 地域再生計画に連動する支援措置を活用する場合には、**関係省庁との事前協議**によりスムーズな認定が可能になります。

- ❑ 作成に当たっては**地方版総合戦略**等との調和を図るとともに、**地域住民、NPO等と十分連携**するよう努めてください。
- ❑ 支援措置の追加等の**新たな措置の提案**をすることができます。→ P. 20参照

- ❑ 申請に当たっては、必ず「**地域再生計画認定申請マニュアル**」を参照してください。
- ❑ 都市再生整備計画等と併せて提出することが可能です。

- ❑ 内閣府及び関係省庁は、
 - ・地域再生基本方針への適合性
 - ・地域再生の実現に相当程度寄与すること
 - ・円滑かつ確実に実施されると見込まれること
 の3基準に照らして確認します。

- ❑ 認定した旨を電磁的方法等により通知するとともに認定計画のホームページ掲載を行います。
- ❑ 構造改革特別区域計画等と併せて認定することが可能です。

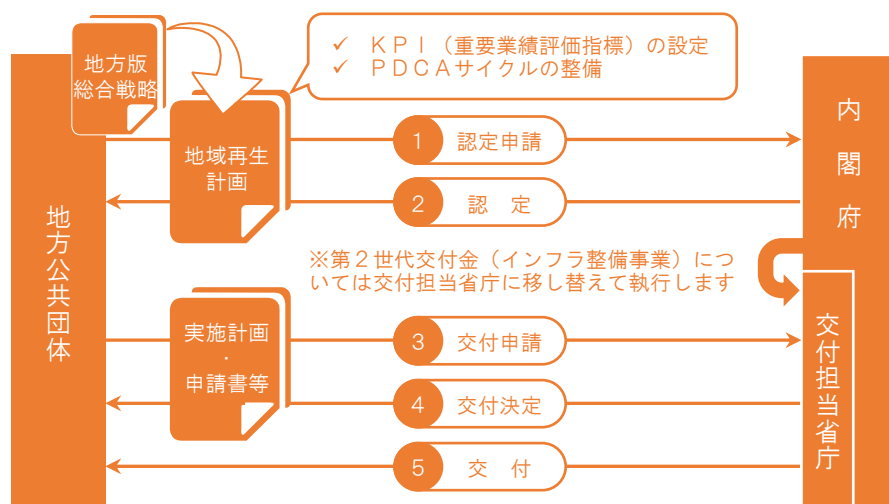
- ❑ 認定地域再生計画に基づく**各種支援措置**を活用することができます。
- ❑ 事業を実施する上で必要な**関係行政機関の事務の調整**を行うよう、内閣総理大臣に要請することができます。

地方版総合戦略に基づく事業を幅広く支援します

新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）

新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）は、地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずるため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組を、計画から実施まで強力に後押しするものです。

地方公共団体は、地方版総合戦略に記載された事業を盛り込んだ地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けた場合に、実施計画の交付決定がなされた事業について、予算の範囲内で新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）の交付を受けることができます。



● ポイント①制度について

地方版総合戦略に基づき、目指す将来像及び課題の設定等、KPI設定の適切性に加え、自立性、地域の多様な主体の参画等の要素を有する事業を支援します。

ソフト＋ハードや分野間連携の事業を一体的に支援するとともに、国による伴走支援を強化します。また、申請の効率化を図る観点から、ハード・ソフトが一体となった事業も含め、一本の申請で受付します。

事業の検討・実施・検証の各段階において、地域の多様な主体が参画する仕組みを構築するとともに、産官学金労言の参画による事業の進捗状況・効果測定を実施し、効果検証及び評価結果・改善方策を公表することが必要となります。

● ポイント②評価基準について

以下の全ての評価項目について、総合的な評価が相対的に高いものを採択します。

目指す将来像及び課題の設定

KPI設定の適切性

自立性

地域の多様な主体の参画

ソフト事業

拠点整備事業

インフラ整備事業

○対象となるインフラ整備事業

- | | |
|--------------|---------------------|
| ①治水事業 | ⑫廃棄物処理施設整備事業 |
| ②治山事業 | ⑬工業用水道事業 |
| ③海岸事業 | ⑭国営公園等事業 |
| ④道路整備事業 | (都市公園事業) |
| ⑤港湾整備事業 | ⑮自然公園等事業 |
| ⑥空港整備事業 | ⑯農業農村整備事業 |
| ⑦都市・幹線鉄道整備事業 | ⑰森林整備事業 |
| ⑧住宅対策事業 | ⑱水産基盤整備事業 |
| ⑨都市環境整備事業 | ⑲農山漁村地域整備交付金 |
| ⑩下水道事業 | ⑳推進費等 |
| ⑪水道施設整備事業 | (社会資本整備円滑化地籍整備事業補助) |

※交付率は各事業分野の交付要綱を参照のこと

○拠点整備事業

・地方創生の充実・強化に向けて効果の発現を期待できる、建築基準法の「建築物」及び「建築物以外の施設（設備整備・用地造成等）」

○ソフト事業

- ・事業推進主体組成
- ・外部人材招聘
- ・広報・PR、プロモーション（販促イベント、展示会等）等



※インフラ整備事業はソフト事業、拠点整備事業との組み合わせが必要だが、ソフト事業、拠点整備事業は単独でも可

○インフラ整備事業にかかる事業の組み合わせ

インフラ整備事業（①から⑱のうち2事業以上） + 拠点整備事業または（および）ソフト事業

組み合わせ	インフラ整備事業	拠点整備事業	ソフト事業
例	農業農村整備・水産基盤整備	農林水産加工施設	農水産物の高付加価値化・輸出促進

インフラ整備事業（1事業）+ 拠点整備事業 + ソフト事業※

※ただし、ソフト事業で全事業費の2割を超える場合はソフト事業との組み合わせのみで可とし拠点整備事業は不要とする。

組み合わせ	インフラ整備事業	拠点整備事業	ソフト事業
例	都市環境整備	道の駅の物産等施設	特産品等の開発・販路拡大

※旧地方創生整備推進交付金については、経過措置として附則事業に位置付けられたため、継続事業の地域再生計画の変更のみ従前どおり運用する。

● 第2世代交付金における要件等

	事業計画期間	交付上限額・補助率
ソフト事業	原則3か年度以内 (最長5か年度)	1自治体当たり国費 都道府県：15億円/年度 中枢中核：15億円/年度 市区町村：10億円/年度 補助率：1/2
拠点整備事業	原則3か年度以内 (最長5か年度)	1自治体当たり国費 都道府県：15億円/年度 中枢中核：15億円/年度 市区町村：10億円/年度 補助率：1/2
インフラ整備事業	原則5か年度以内 (最長7か年度)	1自治体当たり事業計画期間中の総国費 都道府県：50億円（単年度目安10億円） 中枢中核：20億円（単年度目安4億円） 市区町村：10億円（単年度目安2億円） 補助率：1/2等 (各省庁の交付要綱に従う)

(注1) 拠点整備事業及びインフラ整備事業における単年度の交付上限額は目安とする。

(注2) 拠点整備事業の1事業当たりの事業計画期間における交付上限額(国費)について、都道府県・中枢中核都市は15億円、市区町村は10億円を目安とする。

(注3) 新規事業の通常の申請上限件数は、自治体の規模を問わず、10件とする。一定の条件を満たす事業については、通常の申請上限件数の枠外として、2件の申請を可能とする。

● 第2世代交付金（移住・起業・就業型）による移住・起業・就業支援

東京一極集中の是正及び地方の担い手不足対策のため、地方へのU・I・Jターンによる起業・就業者の創出や、従前の業務をテレワークで実施しつつの移住支援を行う地方公共団体の取組を新しい地方経済・生活環境創生交付金で支援します。

起業支援金	地域の課題に取り組む「社会性」「事業性」「必要性」「デジタル技術の活用」の観点をもった起業（社会的起業）を支援（最大200万円）		
移住支援金	地域企業への就業や社会的起業、従前の業務をテレワークで行う移住者等を支援（最大100万円（単身の場合は最大60万円）※） ※18歳未満の子どもを帯同して移住する場合、子ども一人当たり最大100万円を加算		
起業支援金	+	移住支援金	地方へ移住して社会的事業を起業した場合 起業支援金と移住支援金の併給が可能。
地方就職学生支援金	大学卒業後すぐに地方に就職・移住する学生を支援（就職活動等に要した交通費の最大1／2及び移転費）		

これらの支援金は、新しい地方経済・生活環境創生交付金の交付を受けた地方公共団体が主体となって支給するものですので、開始時期、支給額等の制度の詳細は地方公共団体により異なります。

地方創生起業支援事業の概要

都道府県が地域再生計画に定める社会的事業の分野において、地域課題の解決を目的とした起業等（事業承継・第二創業を含む）をする者を対象に、起業等のための伴走支援と事業費への助成を通して、効果的な起業等を促進し、地域課題の解決を通じて地方創生を実現することを目的とした事業です。

【交付対象者】次の①～③のすべてを満たすことが必要です。

- ①東京圏※以外の道府県または東京圏内の条件不利地域において起業等を行うこと。
- ②公募開始日以降、補助事業期間完了日までに個人開業の届出または法人の設立を行うこと。
- ③起業等をする都道府県内に居住していること、または居住する予定であること。

起業支援金交付までの流れ



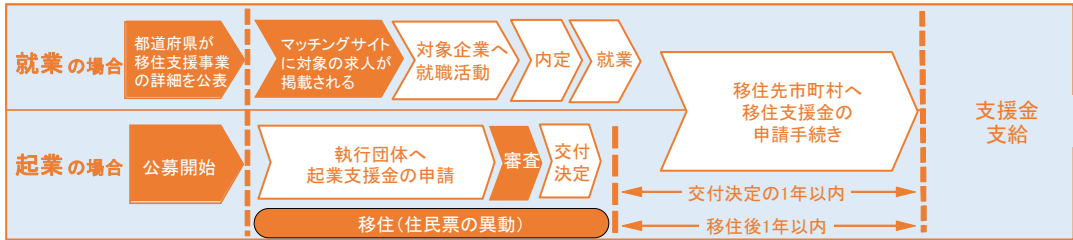
地方創生移住支援事業の概要

東京23区（在住者または通勤者）から東京圏外（圏内の条件不利地域を含む）へ移住し、移住支援事業を実施する都道府県が選定した企業等に就業した方、市町村特認を受けた方または起業支援事業やプロフェッショナル人材事業等の対象の方、従前の業務をテレワークで行う方に都道府県・市町村が共同で交付金を支給する事業です。

【交付対象者】次の①～③すべてを満たすことが必要です。

- ①東京23区の在住者または東京圏（条件不利地域を除く）から23区への通勤者（5年以上。一定の条件のもと通学期間も加算可）。
- ②東京圏以外の道府県または東京圏内の条件不利地域への移住者。
- ③移住支援事業を実施する都道府県のマッチングサイト掲載企業に新規就業した方、市町村特認を受けた方または起業支援事業やプロフェッショナル人材事業等の対象の方、従前の業務をテレワークで行う方。

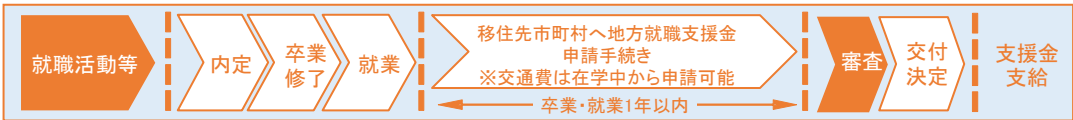
移住支援金交付までの流れ



地方就職学生支援事業の概要

東京圏内（条件不利地域を除く）に居住し、かつ本部が東京圏内にある大学の東京圏内（条件不利地域を除く）のキャンパスに在学し卒業・修了した方であって、東京圏外の地域又は東京圏内の条件不利地域に移住・就職する者に対して都道府県・市町村が共同で地方就職支援金（就職活動等に要した交通費の最大1／2及び移転費）を支給する事業です。

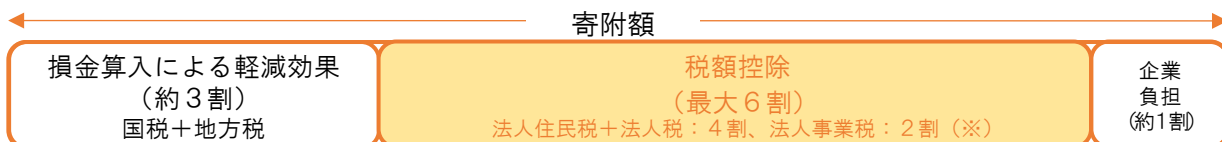
地方就職学生支援金交付までの流れ



企業版ふるさと納税

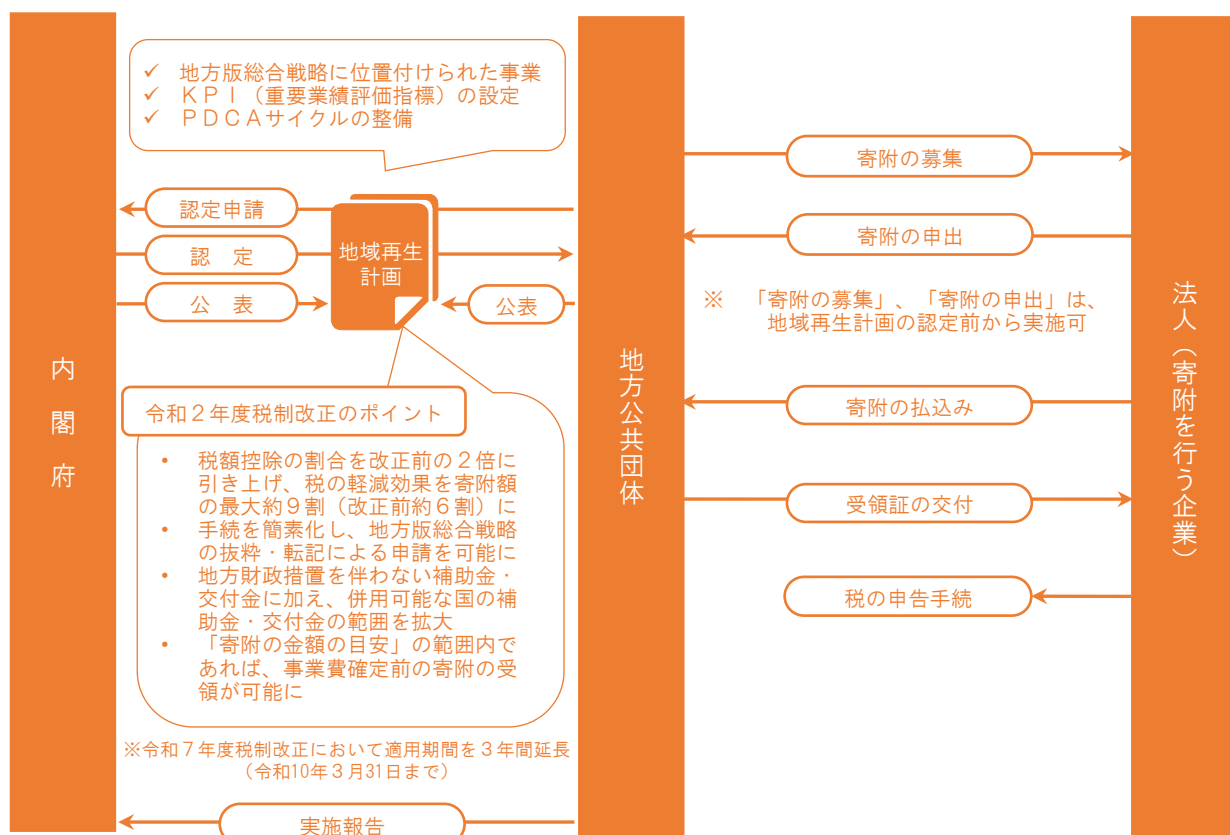
国が認定した地域再生計画に位置付けられる**地方公共団体の地方創生プロジェクト**（まち・ひと・しごと創生寄附活用事業）に対する寄附を行った法人に対し、寄附額の最大6割に相当する額の税額控除の特例措置が適用され、寄附に係る損金算入措置による軽減効果（約3割）と合わせて、最大で寄附額の約9割に相当する額が軽減されます。

また、専門的知識を有する企業の人材の地方公共団体等への派遣を促す「人材派遣型」を通じて、地方創生の更なる充実・強化を図っています。



- ※ ①法人住民税 寄附額の4割を税額控除。（法人住民税法人税割額の20%が上限）
 ②法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。
 ただし、寄附額の1割を限度。（法人税額の5%が上限）
 ③法人事業税 寄附額の2割を税額控除。（法人事業税額の20%が上限）

企業版ふるさと納税の活用フロー



●企業版ふるさと納税活用に当たっての留意事項

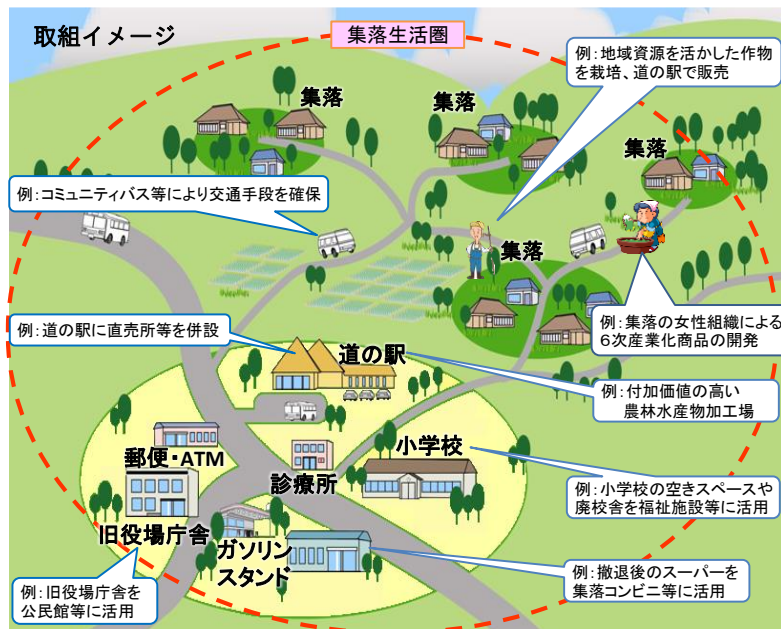
- ① 1回当たり10万円以上の寄附が対象となります。
- ② 寄附を行うことの代償として経済的な利益を受け取ることは禁止されています。
 例：×寄附の見返りとして補助金を受け取る。 ×有利な利率で貸付をしてもらう。
 ※地方公共団体の広報誌やホームページ等による寄附企業名の紹介や、公正なプロセスを経た上での地方公共団体との契約などは問題ありません。
- ③ 本社が所在する地方公共団体への寄附については、本制度の対象とはなりません。
 この場合の本社とは、地方税法における「主たる事務所又は事業所」を指します。
 例：A県B市に本社が所在⇒A県とB市への寄附は制度の対象外
- ④ 次の都道府県、市区町村への寄附については、本税制の対象となりません。
 ア 地方交付税の不交付団体である都道府県
 イ 地方交付税の不交付団体であって、その全域が地方拠点強化税制の支援対象外地域※とされている市区町村
 ※首都圏整備法で定める既成市街地・近郊整備地帯など

農山漁村・中山間地域の取組を支援します

「小さな拠点」の形成支援

● 「小さな拠点」とは

中山間地域等の集落生活圏（複数の集落を含む生活圏）において、安心して暮らしていく上で必要な生活サービスを受け続けられる環境を維持していくために、地域住民が、地方公共団体や事業者、各種団体と協力・役割分担をしながら、各種生活支援機能を集約・確保したり、地域の資源を活用し、しごと・収入を確保する取組を「**小さな拠点**」づくりといいます。



● 財政的な支援

新しい地方経済・生活環境創生交付金については、認定を受けた地域再生計画の事業に対し交付することになります。そのほか、小さな拠点の形成のための取組に係る各省補助事業を活用する場合、地域再生計画の認定を受けることで、採択上の配慮が受けられる事業があります。

新しい地方経済・生活環境創生交付金

- 地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組を、計画から実施まで強力に後押しします。（※詳細についてはP. 6 参照）

過疎地域持続的発展支援交付金【総務省】

- 過疎地域等の持続的な発展を支援するために、過疎地域持続的発展市町村計画（都道府県が実施する場合は過疎地域持続的発展都道府県計画）に基づき実施する以下の各事業について、その経費の全部又は一部を交付するものです。

① 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」（小さな拠点）において、地域運営組織等が実施する生活支援の取組や「なりわい」を創出する活動を支援します。

《具体例》 活性化プランに基づく日常生活支援機能の確保や地域産業の振興に係る事業等

② 過疎地域持続的発展支援事業

過疎地域の地域課題解決を図り、持続的発展に資する取組として、過疎市町村が実施するICT等技術活用事業、過疎市町村及び都道府県が行う人材育成事業等の取組を支援します。

《具体例》 集落等のテレワーク環境整備、オンラインでの健康相談等幅広い分野におけるICT等技術を活用した取組
地域リーダーの育成、交流、分野別の人材育成研修等の取組

③ 過疎地域集落再編整備事業

過疎市町村が実施する、過疎地域における集落再編を図る取組を支援します。

《具体例》 定住を促進するための住宅団地の造成、市町村内に点在する空き家を活用した住宅整備等

④ 過疎地域遊休施設再整備事業

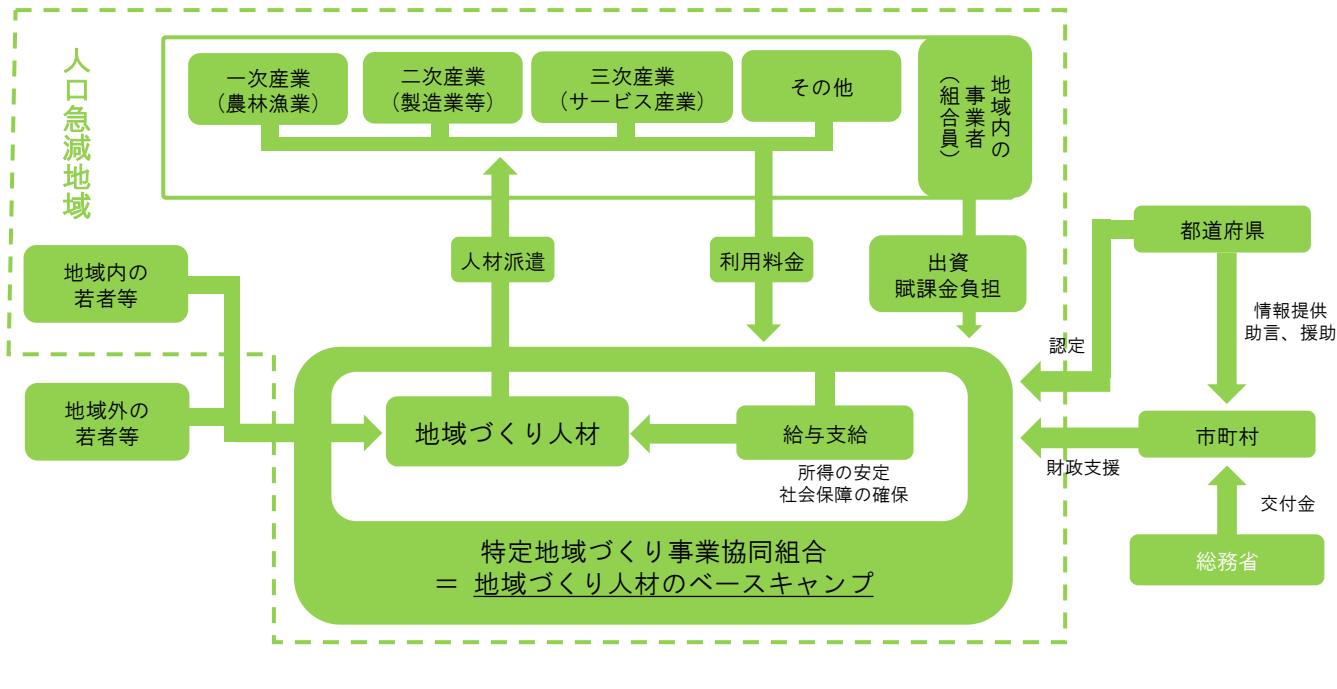
過疎市町村が実施する、過疎地域にある遊休施設を再活用して地域間交流や地域振興を図る取組を支援します。

《具体例》 遊休施設を活用した生産加工施設、資料展示施設、教育文化施設、地域芸能・文化体験施設等の整備

※ 上記のうち②～④については「小さな拠点」の形成支援を目的としたものではありませんが、「小さな拠点」推進の一環として活用することが可能です。

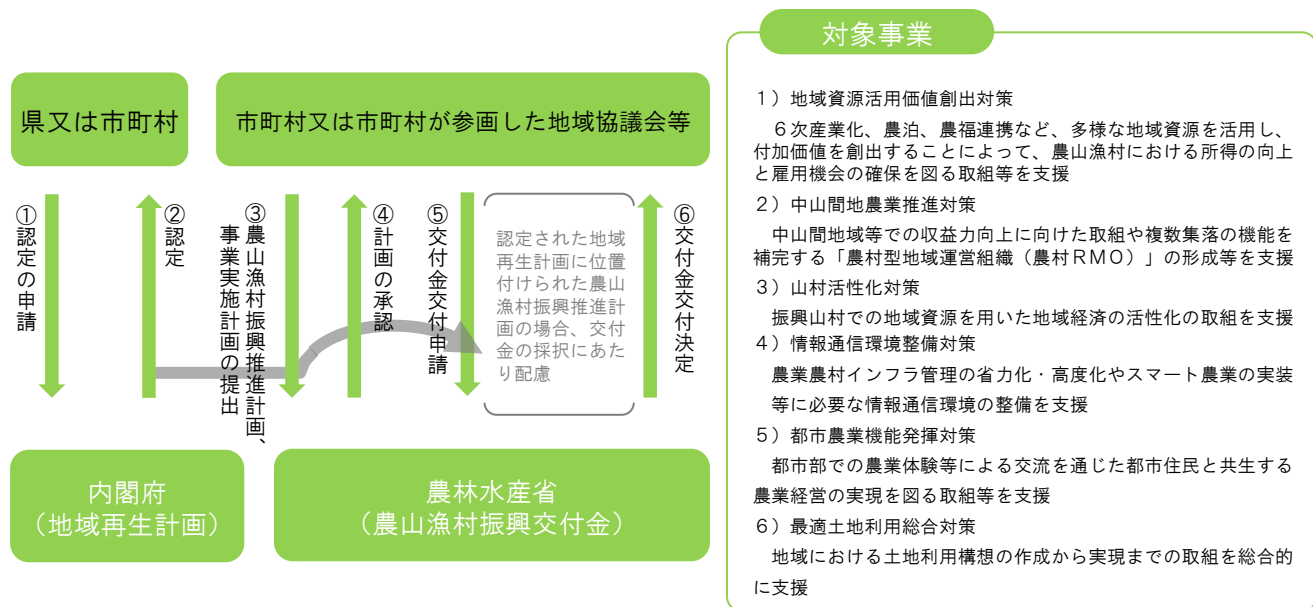
特定地域づくり事業協同組合制度

- 地域全体の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出し、組合で職員を雇用し事業者に派遣することで、安定的な雇用環境と一定の給与水準を維持し、地域の担い手を確保します。



農山漁村振興交付金【農林水産省】

- 少子高齢化・人口減少が進む農山漁村において、「しごと」「暮らし」「活力」「土地利用」の観点から農村振興施策を総合的に推進することにより、関係人口の創出・拡大を図るとともに、農林水産業に関わる地域のコミュニティの維持と農山漁村の活性化及び自立化を後押しします。



※農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律に基づく活性化計画については、③の振興推進計画とみなす。

「小さな拠点」の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制（小さな拠点税制）【内閣府】

- 小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対し、個人が出資した場合、所得税の控除が受けられます。



①地域の就業機会の創出（実施が必須）

域外からの持続的収入を確保し、地域の雇用を創出するための事業

- 事業例
- 地元農産物の販売
 - 道の駅等の運営
 - 農家レストランの運営

②生活サービス等の提供（実施は任意）

拠点等におけるサービス提供や周辺集落との交通ネットワークの確保等

- 事業例
- 日用品の販売
 - ガソリンスタンドの運営
 - コミュニティバスの運行

長野県豊丘村の事例

- ・ 村や地域住民等が出資して「株式会社豊かな丘」を平成29年12月に設立。株式会社が運営する道の駅を核とした小さな拠点を形成し、新たな雇用を創出（約50人を雇用）するとともに、農業従事者の販路を拡大し、所得の向上を目指す。
- ・ 平成30年3月、地域住民等から898万円（203名）の出資を募り、小さな拠点税制を活用（全国初）。
- ・ 平成30年8月には、711万円（44名）の出資を募り、2回目の小さな拠点税制を活用。

株式会社豊かな丘

- ◆ 設立：平成29年12月
- ◆ 資本金：900万円（設立時は300万円）

主な事業

- ・ 道の駅の管理運営
- ・ 農畜産物等の地域特産物の販売
- ・ 道の駅に併設したスペースを地元スーパー等に賃貸 等

税制特例のイメージ

（※収入額の半分が課税所得、出資額-2,000円を所得控除と仮定）

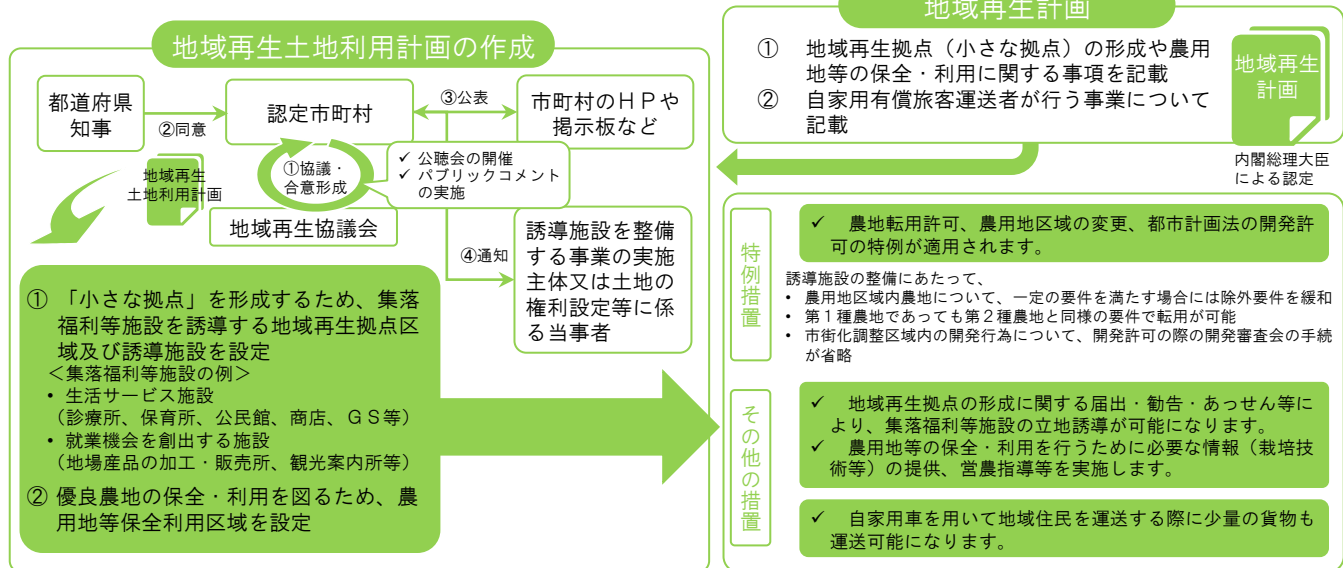
- <ケース1> 収入300万円の個人が5万円出資
⇒ 所得税：約2,400円の減税
- <ケース2> 収入500万円の個人が10万円出資
⇒ 所得税：約1万円の減税

このほか、事業における各種優待や、将来株式会社が利益を得た際の株主配当などの権利も適宜設定可能です。

● 許認可等に係る特例措置

地域再生土地利用計画の作成による特例措置

- 「小さな拠点」の形成と併せて農地の保全及び利用を図ることにより、持続可能な地域づくりを推進するため、地域再生計画の認定を受けた市町村（認定市町村）が地域再生土地利用計画を作成し、都道府県知事の同意を得ることで、農地法、農業振興地域の整備に関する法律（農振法）、都市計画法の特例を活用することができます。



地域農林水産業振興施設を整備する事業に係る農地転用等の許可等の特例措置

- 農林水産業の6次産業化に資する施設の整備が図られるよう、地域農林水産業振興施設を整備する事業を定めた地域再生計画について、内閣総理大臣の認定を受けた市町村が地域再生協議会での協議を経て地域農林水産業振興施設整備計画を作成し、都道府県知事の同意を得たときは、当該計画に基づく施設整備について、農地転用許可等の特例措置を講じます。

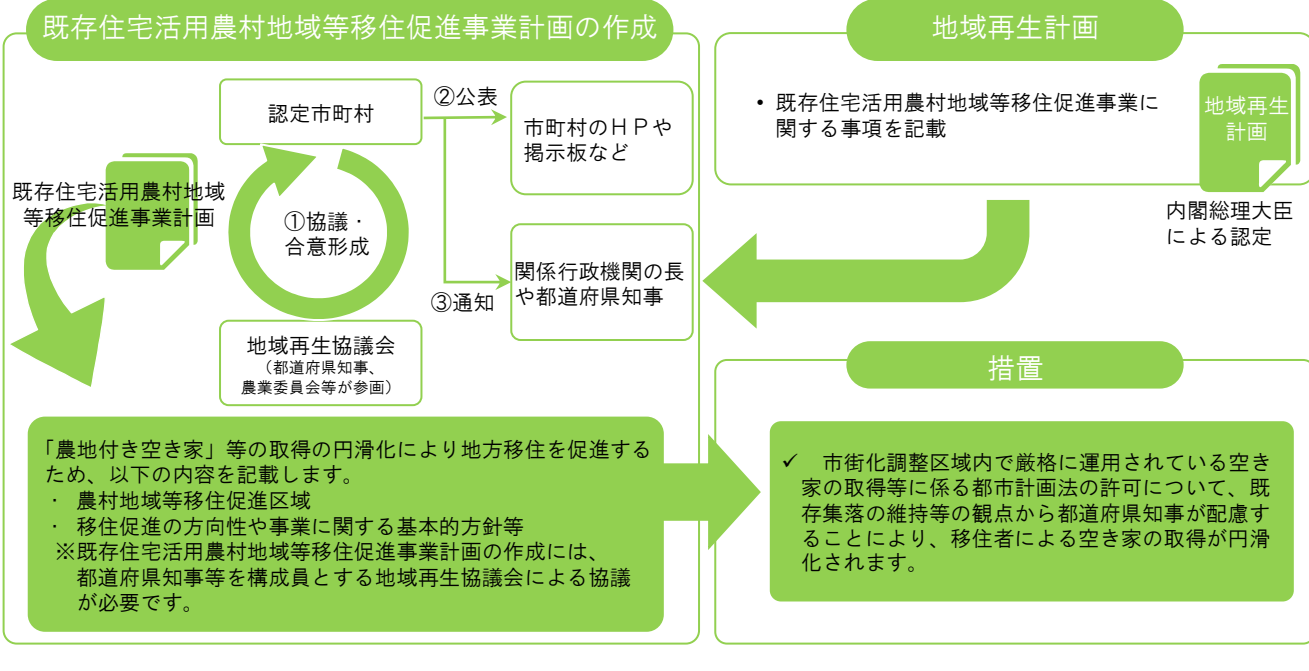
農地法・農振法の特例措置

- ・ 農用地区域内農地について、一定の要件を満たす場合には除外要件を緩和
- ・ 第1種農地であっても第2種農地と同様の要件で転用が可能

「農地付き空き家」等を活用した農村地域等への移住の促進

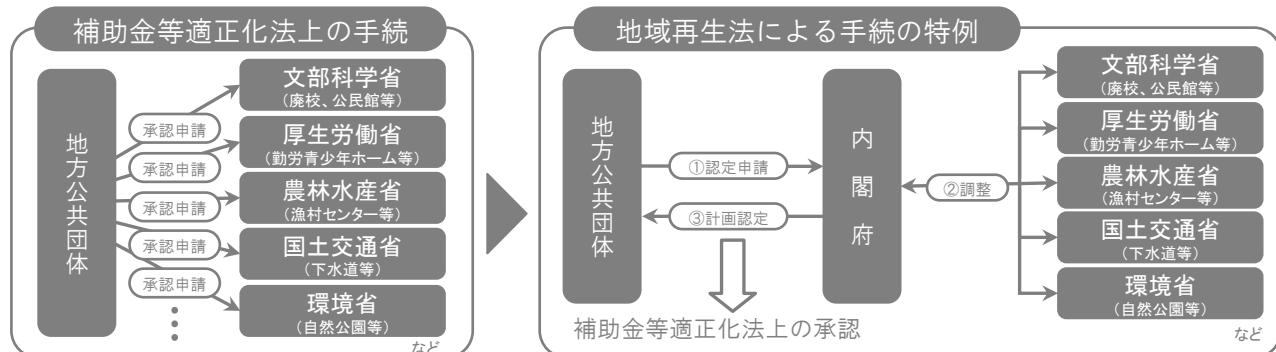
既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画の作成による特例措置

- 空き家バンク等を活用して、空き家と農地をセットにした「農地付き空き家」等の情報提供・取得の円滑化により農村地域等への移住を促進するため、地域再生計画の認定を受けた市町村（認定市町村）が都道府県知事を含む協議会での協議を経て**既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画**を作成することで、都市計画法等による処分についての配慮を受けることができます。



コラム② 補助対象施設の有効活用

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条において、補助事業者等は、補助事業等により取得した財産等を、各省各庁の長の承認を受けずに転用してはならないとされていますが、地域再生計画の認定を受けたことをもって、同条に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとして取り扱われ、転用が認められます。



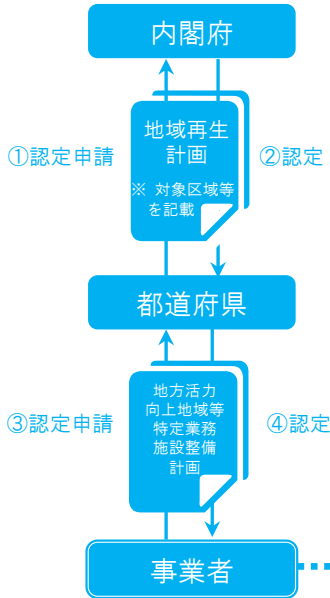
地域再生法による手続の特例活用のメリット

- 内閣府がワンストップ窓口となることで、地方公共団体の手続に係る負担を軽減できます。
- 法律上3ヶ月以内で計画認定に関する処分を行うこととされているため、手続処理の迅速化が図れます。
- 公共施設を転用する事業を実施する場合は、地域再生計画に基づくリニューアル債の支援措置を併せて活用することで、より高い効果を見込むことができます。

地方で本社機能を有する拠点の強化を行う事業者に対する特例

本社機能を有する拠点の地方移転や地方において拡充を行う事業者に対して、課税の特例等の措置を講ずるものです。適用に当たっては、都道府県から、事前に整備計画の認定を受ける必要があります。

実施スキーム



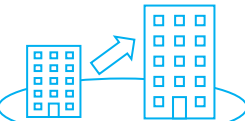
○移転型事業

東京23区から地方*に本社機能を有している業務施設を移転（*東京圏は対象外）



○拡充型事業

地方*の本社機能を有している業務施設を拡充（*東京圏、近畿・中部圏中心部は対象外）



特例措置

特例措置の内容

I オフィス減税

特定業務施設の新設又は増設に関する課税の特例

II 雇用促進税制

特定業務施設における雇用者の増加に関する課税の特例

III 債務保証

中小企業基盤整備機構による債務保証

IV 地方税の減免措置

課税免除（移転型のみ）又は不均一課税（※減税措置の有無は自治体毎に異なります）

V 融資制度

日本政策金融公庫による長期かつ固定金利の融資

対象となる施設

以下に掲げる施設（特定業務施設）のいずれかに該当するものです。業種に制限はありません。

事務所	全社的な業務又は複数の事業所に対する業務を行うもの ※調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他管理業務部門、商業事業部門の一部、情報サービス事業部門、サービス事業部門の一部が該当
研究所	事業者による研究開発において重要な役割を担うもの
研修所	事業者による人材育成において重要な役割を担うもの

※特定業務施設と併せて整備する子育て支援施設や社宅等も対象へ追加（社宅等はⅢ・Ⅴの措置のみ）

主な特例措置の内容

I オフィス減税

特定業務施設の新設・増設に際して取得した建物等の価額に応じて、法人税等の税額控除又は特別償却を受けることができます。

	税額控除	特別償却
移転型事業	取得価額の7%	取得価額の25%
拡充型事業	取得価額の4%	取得価額の15%

II 雇用促進税制

特定業務施設において新たに雇い入れた従業員等の増加数に応じて、法人税等の税額控除を受けることができます。



移転型事業：1人当たり最大90万円の税額控除（初年度*）
拡充型事業：1人当たり最大30万円の税額控除

*移転型事業の場合のみ、3年間で1人当たり最大170万円の税額控除を受けることができます。

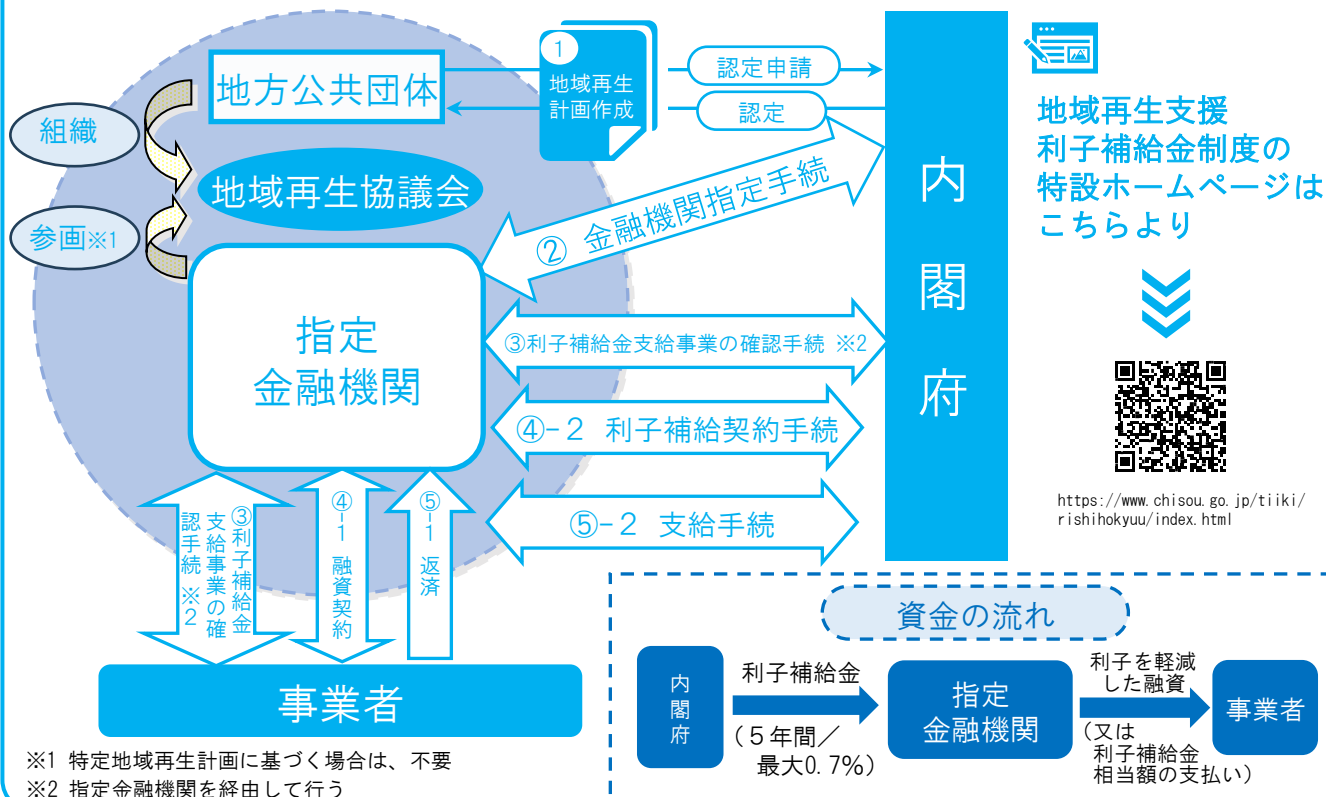
※Ⅰ・Ⅱとも、控除額の上限は、法人税額等の20%です。

※税制を受けるためには、それぞれ一定の要件を満たす必要があります。

地域再生支援利子補給金制度

地域再生支援利子補給金制度は、民間事業者が行う地方創生に資する幅広い内容の事業を、金融面から支援するものです。「投資の誘発や雇用機会の創出など地域経済の活性化に資する事業」を対象とする地域再生支援利子補給金と「少子高齢化など各地域に共通する重要な政策課題の解決に資する事業」を対象とする特定地域再生支援利子補給金があります。

事業イメージ



コラム③

職員の派遣

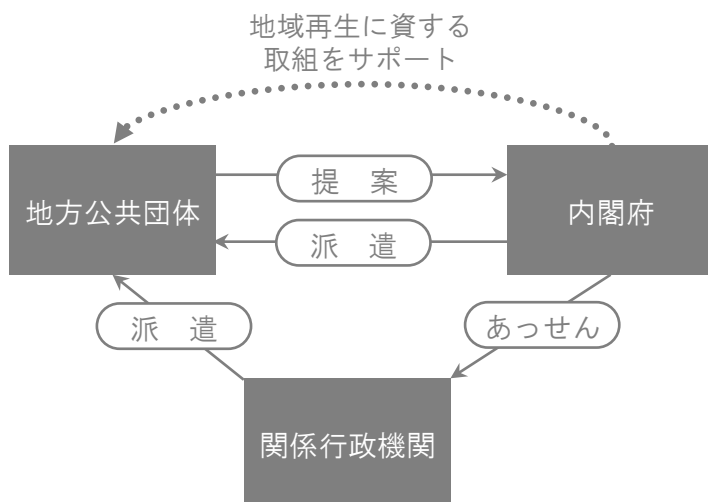
地方公共団体が地域再生計画の作成若しくは変更又は地域再生を図るために行う事業の実施準備若しくは実施のため必要があるときは、内閣府の予算を活用して内閣府職員の派遣や、関係行政機関の職員の派遣のあっせんを求めることができます。

要請内容

- 地域再生計画の作成・変更
- 地域再生を図るために行う事業の実施準備・実施



- 地域再生計画によって実施しようとする事業の概要
- 地域再生を図るために行う事業の構想



地域の賑わい創出を支援します

地域再生エリアマネジメント負担金制度

地域再生の推進に当たっては、民間が主体となった、賑わいの創出、公共空間の活用等を通じてエリアの価値を向上させるためのエリアマネジメント活動（エリマネ活動）の取組が重要です。地域再生エリアマネジメント負担金制度とは、こうした地域再生に資するエリマネ活動に要する費用を、その受益の限度内において活動区域内の受益者（事業者）から徴収し、エリアマネジメント団体（エリマネ団体）に交付する官民連携の制度です。

地域再生エリアマネジメント負担金制度の活用フロー

① 地域再生計画の認定申請

市町村は、エリマネ活動に必要な経費の財源に充てるため、受益者（事業者）※から負担金を徴収し、エリマネ団体に交付金を交付する事業を記載した地域再生計画を作成し、内閣総理大臣に認定申請（※受益者（事業者）は、小売業者、サービス業者、不動産賃貸業者等を想定）

② 地域再生計画の認定

内閣総理大臣は、地域再生の実現に相当程度寄与する等の基準に適合すると認めるときは、当該計画を認定

③ 地域来訪者等利便増進活動計画（活動計画）の認定申請

エリマネ団体は、受益者の3分の2以上の同意を得て、エリマネ活動に関する計画（活動計画）を作成し、市町村に申請

④ 活動計画の認定

市町村は、申請された活動計画について、公告縦覧手続等を行った後、地域再生計画に適合する等の要件を満たしていると認められる場合には当該計画を認定（※認定の際、議会の議決を経なければならない。）

⑤ 負担金条例の制定

市町村は、活動計画に基づきエリマネ活動に必要な経費の財源に充てるため、負担金に係る条例を制定

⑥ 受益者負担金の徴収

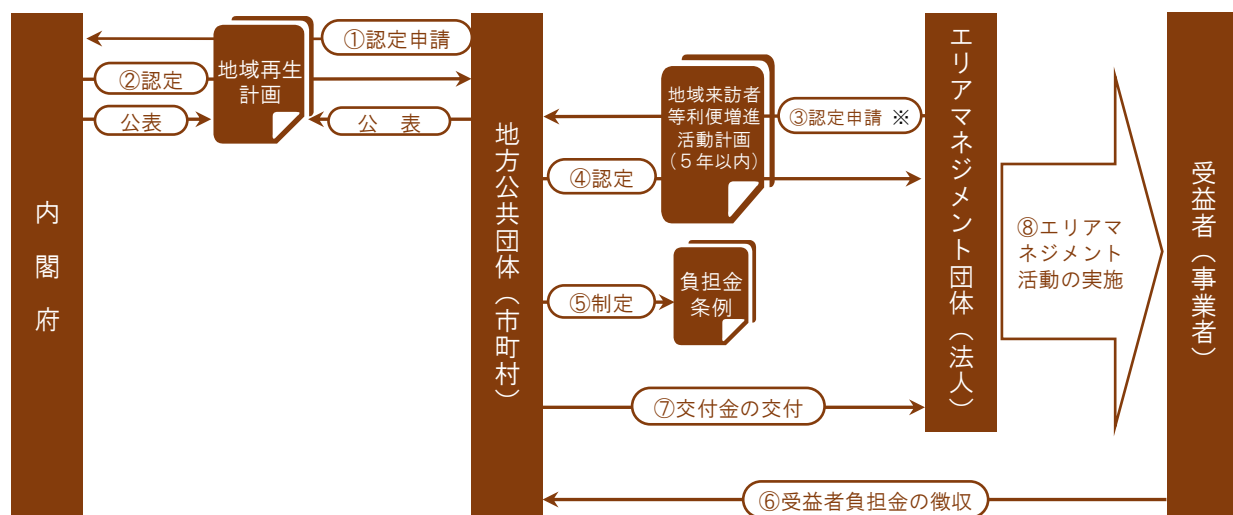
条例に基づき、市町村は、活動計画の期間（5年以内）に限り当該活動により受けると見込まれる利益の限度において受益者から負担金を徴収

⑦ 交付金の交付

市町村は、徴収した負担金を財源の全部又は一部とする交付金を、エリマネ団体に交付

⑧ エリマネ活動の実施

交付金の交付を受けたエリマネ団体は、活動計画に基づき地域再生に資するエリマネ活動を実施



※ エリマネ団体は、認定の申請に当たっては、受益者の3分の2以上の同意を得る必要があります。

具体的な支援内容

① エリマネ活動に係る受益者負担金制度の活用

⇒ エリマネ団体の財源を確保し、来訪者等の増加による事業者の事業機会の拡大や収益性を向上

② 都市公園の占用許可の特例（※事前の公園管理者の同意が必要）

⇒ 都市公園の占用許可手続を簡素化し、民間地域づくり活動を促進

商店街活性化促進事業計画に基づく措置

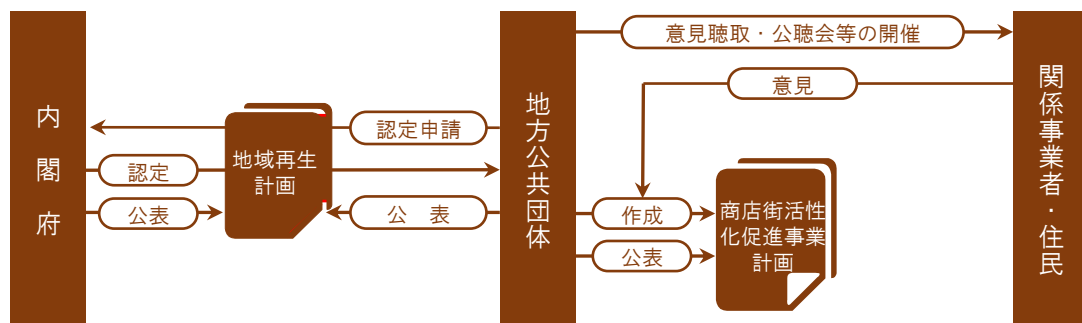
商店街活性化促進事業とは

商店街活性化促進事業とは、地域住民の日常生活を支え、地域の経済・社会にとって重要な存在である商店街について、市町村が中心となって、地域一丸で商店街の活性化と地域経済の再生を目指す事業です。

「商店街活性化促進事業計画」の作成フロー

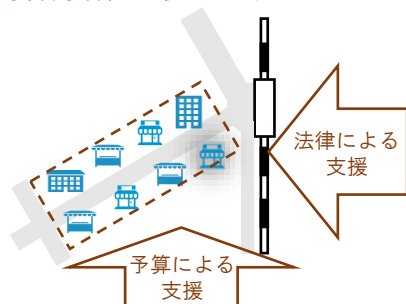
「商店街活性化促進事業計画」作成に至る過程は、大きく分けて以下の①～②の流れになります。

- ① 自ら主導して商店街の活性化に取り組む意欲のある市町村が、「地域再生計画」に「商店街活性化促進事業」について記載し、内閣総理大臣の認定を申請
 - ② 同市町村は、「商店街活性化促進事業」の実施のため、対象とする商店街の範囲やその目指すべき方向性等を定めた「商店街活性化促進事業計画」を作成・公表
- ※ 「商店街活性化促進事業計画」の作成にあたっては、あらかじめ、関係事業者の意見を聴くとともに、住民の意見を反映させるために公聴会等の開催が必要です。



具体的な支援内容

商店街活性化促進区域



○関係省庁による重点支援

新しい地方経済・生活環境創生交付金をはじめとした、関係省庁の予算により重点的に支援します。

○商店街振興組合の設立要件の緩和

設立に必要な事業者数を「30人」から「20人」に緩和します。組合を設立して法人格を取得することにより、対外的な信用が増し、資金調達が容易になる等のメリットがあります。

○信用保険の特例（資金調達支援）

計画に適合する事業を行う中小企業者の資金調達に関し、信用保険の特例を措置し、円滑な借入れを支援します。

○空き店舗等の利活用の促進

市町村は、利活用されていない建築物又は土地の所有者等に対し、以下の手順で働きかけができるようになります。

- ① 相当の期間を定め、計画に即した利活用を要請
 - ② 期間が経過した後も①の内容を行っておらず、そのことに正当な理由がない場合は①の内容を措置することを勧告
- ※居住実態がないことが確認され、勧告された建築物については、固定資産税の住宅用地特例の対象外

PFI推進機構による公的不動産活用のコンサルティング支援

「地域再生計画」に、民間資金等の活用に公共施設等の有効活用を図る事業を記載し、内閣総理大臣の認定を受けた市町村は、PFI推進機構（株式会社民間資金等活用事業推進機構）へ公的不動産の有効活用に関するコンサルティング支援（助言、専門家派遣）を依頼することができます。



地方公共団体

コンサルティング支援
(助言、専門家派遣)



PFI推進機構
(株)民間資金等活用事業推進機構

- ① コンセッション事業
- ② 収益型事業
- ③ サービス購入型事業
- ④ 公的不動産有効活用事業

* 新たに支援可能に

多世代型のまちの形成を支援します

生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例

生涯活躍のまち

「生涯活躍のまち」とは、中高年齢者を含む多様な人材の活躍を推進するため、「交流・居場所」「活躍・しごと」「住まい」「健康」「人の流れづくり」の機能を確保することを通じて、年齢や障害の有無等を問わず、誰もが居場所と役割を持つ地域コミュニティづくりを目指すものです。

「生涯活躍のまち形成事業計画」の作成フロー

- ①地域の関係事業者等と協力し、地域の強みや特性を活かした**基本構想**を地方公共団体が独自に策定
- ②同構想の内容を踏まえ、「**地域再生計画**」を作成し、内閣総理大臣への認定申請
- ③認定を受けた地域再生計画に記載されている「生涯活躍のまち形成事業」の実施に関する計画である「**生涯活躍のまち形成事業計画**」を作成・公表



「生涯活躍のまち形成事業計画」の記載事項

- ① 中高年齢者の就業、生涯にわたる学習活動への参加その他の社会的活動への参加の推進のための施策【**労働者の募集を行う事業協同組合等に関する事項**】

厚労大臣の同意
公表

- ② 高齢者に適した住宅の整備のための施策【**有料老人ホームの設置者に関する事項**】

公表

- ③ 介護サービスの提供体制の確保のための施策【**介護サービス提供事業者に関する事項**】

知事の同意
公表

- ④ 移住希望者の来訪・滞在の促進のための施策【**お試し居住を行う事業者に関する事項**】

知事の同意
公表

特例措置

- ① 職業安定法の特例【**厚労大臣の許可・届出不要**】

- ② 老人福祉法の特例【**知事への事前届出不要**】

- ③ 介護保険法の特例【**介護事業者の指定があったとみなす**】

- ④ 旅館業法の特例【**旅館業の許可があったとみなす**】

サービス付き高齢者向け住宅の入居者要件の設定（国土交通省、厚生労働省）

生涯活躍のまち形成事業計画において、国土交通大臣・厚生労働大臣が定める基準に従い、生涯活躍のまち形成地域の区域内の**サービス付き高齢者向け住宅の入居者要件**を定めた場合、当該要件に該当する者も入居対象者としてします。

国土交通大臣・厚生労働大臣が定める基準

- ① 認定市町村の区域内の60歳以上の者や要介護認定・要支援認定を受けている者の人口の現状及び将来の見通し、サービス付き高齢者向け住宅事業の実態等を考慮して定めること。
- ② バリアフリー化や状況把握サービス・生活相談サービスの提供等が義務付けられた住宅への入居が望ましいと認められる者を具体的な要件として定めること（例えば、健康な若年齢者など、当該住宅への入居を明らかに必要としない者の入居を許容する要件設定は行ってはならない）。

● 支援に関わる必要な手続き

- ①生涯活躍のまち形成事業計画において、**入居者要件を記載**することが必要です。
- ②指定都市・中核市以外の市町村においては、協議会の場等において、認定市町村と都道府県とで、入居者要件のほか、実際の入居者の当該要件への適合性に係る**指導監督の方法**についても、協議を行う必要があります。

（参考）現行規定による入居対象者

- 60歳以上の者や要介護認定・要支援認定を受けている者
- 上記の者と同居する配偶者等

地域住宅団地再生事業に基づく特例等

地域住宅団地再生事業とは

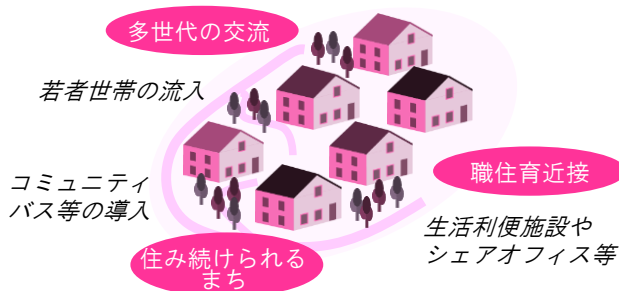
地域住宅団地再生事業とは、居住者の高齢化等の課題を抱える住宅団地について、市町村が中心となって、多様な主体と連携して地域一丸で、高齢者や女性を含めた多様な世代が安心して住み、働き、交流できる場として再生を目指す事業です。

多様な建物用途の導入

地域交通の利便性向上

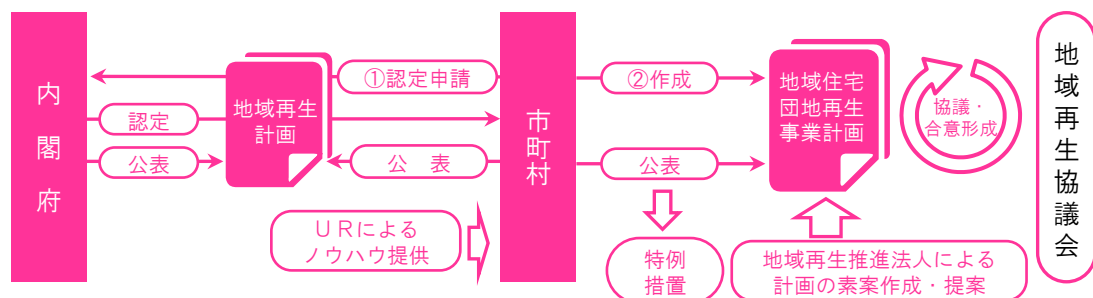
介護サービス等の充実

まちづくりの専門的知見の活用



「地域住宅団地再生事業計画」の作成フロー

- ①「地域住宅団地再生事業計画」の基本的方向性を示す「**地域再生計画**」を市町村が作成し、内閣総理大臣への認定申請
- ②認定を受けた地域再生計画に記載されている「地域住宅団地再生事業」の実施に関する計画である「**地域住宅団地再生事業計画**」を作成・公表 ※地域住宅団地再生事業計画の作成には、地域再生協議会による協議が必要



計画の効果

具体の措置

(1) 住宅団地に限定した区域の設定が可能

(2) 関係者全員が一堂に会することで総合的・一体的な施策の合意形成をスピーディーに

(3) 事業実施に当たって必要な個別の手續（同意、指定、届出等）が不要に（ワンストップ化）
許可が必要な場合、予見可能性が向上
必要なノウハウの提供などのソフト面の支援

①建築物の整備方針に適合すれば特例許可を受けて用途地域で規制された用途の建築物を建築することが可能 【※拡充】

②団地再生に必要な用途地域の変更等の都市計画の決定・変更等を本計画で実施

③建築物の整備方針に適合すれば住宅の用途を変更した場合に住宅として適用されていた容積率の緩和措置を引き続き適用可能 【※新設】

④建築物の整備方針に適合すれば学校の用途を変更した場合にも引き続き高さ制限の適用を除外 【※新設】

⑤地域再生推進法人が廃校の低廉貸付け等を受けて施設の運営が可能（地方自治法第237条第2項の確認規定） 【※新設】

⑥本計画に基づく日用品に係る露店等の施設による都市公園の占用は原則として許可 【※新設】

⑦有料老人ホームの知事への事前届出が不要

⑧介護事業者の指定みなしで事業者の申請が不要

⑨コミュニティバスの導入や物流共同化等の事業計画の国交大臣認定を得ることで個別の許認可・届出が不要

⑩自家用有償旅客運送の国交大臣への個別の登録・届出が不要 【※新設】

⑪UR（都市再生機構）による市町村へのノウハウ提供

※…令和6年改正により
拡充・新設した措置

地域再生を後押しする仕組み

地域再生協議会

地域再生を推進するに当たっては、地方公共団体の他、**地域の様々な関係者が連携して取り組むことが重要**です。そこで、これらの関係者が連携して地域の再生を推進できるようにするため、地方公共団体が地域再生の推進について関係者と協議する“地域再生協議会”が地域再生法で位置付けられています。



● 地域再生協議会の構成員

構成員

- ① 地方公共団体
- ② 地域再生推進法人
- ③ 地域再生計画の事業を実施する者

その他、構成員として追加できる者

- ① 地域再生計画に密接な関係を有する者
- ② その他地方公共団体が必要と認める者

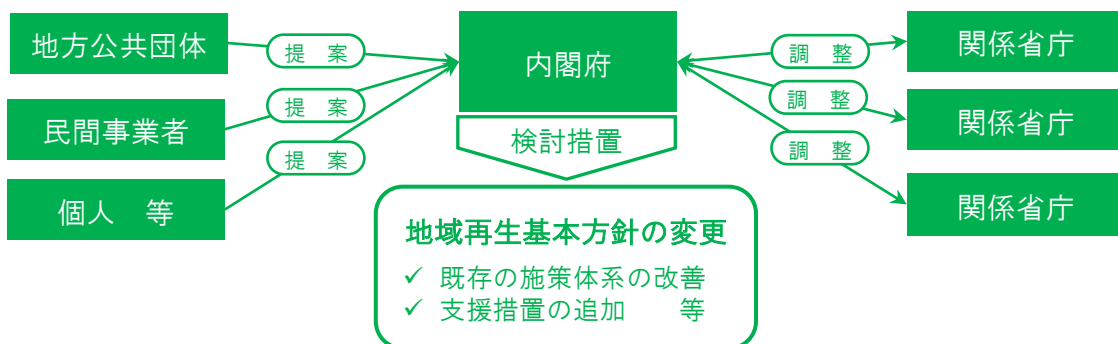
※ このほか、地域再生土地利用計画等の作成に当たっては、都道府県知事等を構成員として加える必要があります。

● 地域再生協議会の組織に当たっての留意事項

- ① 地域再生に資する事業を行おうとする者等は、地方公共団体に対して**地域再生協議会を組織するよう要請すること**や自己を地域再生協議会の**構成員として加える**よう申し出ることができます。
- ② 地方公共団体は、地域再生計画を作成しようとする場合において、地域再生協議会を組織したときは、**地域再生計画に記載する事項について協議会で協議**をする必要があります。また、地域再生協議会での協議の概要は、地域再生計画の認定申請の際に添付することとなります。

新たな措置の提案

内閣府では、地域再生の推進に資する税制・財政・金融上の支援措置等**地域再生の推進のために政府が講ずべき新たな措置**について、地方公共団体、民間事業者及び個人等からの**提案を募集**しています。提案は原則として年1回受け付けており、また、地域再生計画の認定申請をしようとしている地方公共団体からは随時受け付けています。



地域再生推進法人

地域再生を推進するに当たっては、**地域住民に近い立場でのコーディネーター役**として、コミュニティ再生などのノウハウを蓄積したNPO等と連携して取り組むことが重要です。

地域再生制度では、地方公共団体の補完的な立場で地域再生の推進に取り組む組織として**NPO等の非営利法人**又は**地域再生の推進を図る活動を行うことを目的とする会社**を地域再生推進法人として指定することができます。

地域再生推進法人の指定の主なメリット

- ① 地域再生事業の担い手として、**公的位置付けが付与される。**
- ② 地域再生計画に記載された事業に活用する土地の取得を行う際、公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項の規定による**届出義務が免除される。**
- ③ 地方公共団体に対して**地域再生協議会**を組織するよう要請することができる。

地域再生推進法人の指定フロー

- 営利を目的としない法人
- 地域再生の推進を図る活動を行うことを目的とする会社

地方公共団体

② 審査 (④ 監督)

③ 指定

① 申請

地域再生推進法人

- A) 地域再生事業者への情報提供等
- B) 地域再生事業の実施・参加
- C) 地域再生事業のための土地取得等
- D) 地域再生の推進に関する調査研究
- E) 生涯活躍のまち形成事業計画の作成又は変更の提案 等

① 地域再生推進法人指定の申請

地域再生推進法人になろうとする非営利法人又は会社が、地方公共団体の長に指定の申請を行います。

② 地方公共団体の長による審査

申請法人が地域再生推進法人の業務を適正かつ確実に行うことができるか審査します。

指定基準

- ア 非営利法人又は地域再生の推進を図る活動を行うことを目的としている法人か
- イ 地域再生推進法人の業務を適正かつ確実に行うことができるか 等

③ 地方公共団体の長による指定

審査の結果、地域再生推進法人の業務を適正かつ確実に行うことができると認められる場合には、地域再生推進法人として地方公共団体の長が指定します。指定に当たって地方公共団体の長は地域再生推進法人の名称、住所、事務所の所在地を公示しなければなりません。

④ 地方公共団体の長による監督等

- a. 地方公共団体の長は、必要に応じて地域再生推進法人に対して業務の報告をさせることができます。
- b. 地域再生推進法人が必要な業務を適正かつ確実に実施していない場合には、地方公共団体の長は業務改善命令を出すことができます。
- c. 上記命令に違反した場合には、地域再生推進法人の指定を取り消すことができます。

地域再生計画と連動する施策

支 援 策		関係省庁
1. 新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）	産官学金労言など多様な主体が積極的に参画し、地域全体で、持続可能で魅力的な地域の共創に向けて行われる、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づいた地方創生に資する地域の独自の事業に取り組むため、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略又は市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に定められた事業の実施を図る場合は、予算の範囲内で、地域再生法第13条の規定により、交付金を交付する。	内閣府 農林水産省 国土交通省 環境省 経済産業省
2. 地方創生応援税制（まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る課税の特例）	認定地域再生計画に記載されている、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行う法人に対して、課税の特例措置を講ずる。	内閣府
3. 地域再生支援利子補給金	認定地域再生計画に記載されている事業を行う民間事業者に対して、当該事業を実施する上で必要な資金を指定金融機関が融資を行う場合に、予算の範囲内で、利子補給金を支給する。	内閣府
4. 特定地域再生支援利子補給金	認定地域再生計画に記載されている特定政策課題の解決に資する事業を行う民間事業者に対して、当該事業を実施する上で必要な資金を指定金融機関が融資を行う場合に、予算の範囲内で、利子補給金を支給する。	内閣府
5. 小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制	小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資について、広く民間から志ある資金を集めるための税制上の優遇措置を講ずることに より、対象事業の充実を図る。	内閣府
6. 特定地域再生事業に係る地方債の特例	施設の統廃合等により不要となった公共施設又は公用施設については、老朽化等による危険性の増大や一定の維持管理コストの発生が見込まれるため、特定政策課題の解決に資する当該施設の除却について、支援措置を講ずる。	内閣府 総務省
7. 地方における本社機能を有する拠点の強化を行う事業者に対する特例	地方において本社機能を有する拠点の強化を行う地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定事業者等に対して、債務保証、課税の特例及び減収補てんの特例措置を講ずる。	内閣府 総務省 厚生労働省 経済産業省
8. 地域来訪者等利便増進活動計画に基づく特例	認定市町村が、認定市町村の議会の議決及び公園管理者の同意を得た上で、地域来訪者等利便増進活動計画を認定したときは、認定地域来訪者等利便増進活動実施団体に對し、都市公園の占用に関する特例措置を講ずる。（※併せて、地域再生計画及び地域来訪者等利便増進活動計画に、地域来訪者等利便増進活動により受けると思込まれる利益の限度において、受益事業者から負担金を徴収し、これを地域来訪者等利便増進活動実施団体に對し、交付金として交付する措置の内容について記載する必要あり。）	内閣府 国土交通省
9. 商店街活性化促進事業計画に基づく法律上の特別の措置	認定市町村が、認定地域再生計画に記載された商店街活性化促進事業計画を作成したときは、商店街振興組合の設立要件の緩和、中小企業への資金調達面での支援等の特例措置を講ずる。	内閣府 経済産業省
10. 地域再生土地利用計画に基づく法律上の特別の措置	市町村が、認定地域再生計画に記載された ①基幹集落に生活サービス機能を集め、周辺集落と交通ネットワーク等で結ぶ「小さな拠点」の形成に関する事項 ②農用地等の保全及び利用に関する事項 について、協議会での協議を経て地域再生土地利用計画を作成し、都道府県知事の同意を得たときは、当該計画に基づく施設整備について農地転用許可、農用地区域の変更基準、開発許可等の特例措置を講ずる。	内閣府 農林水産省 国土交通省
11. 自家用有償旅客運送者による貨物の運送の特例	基幹となる集落に機能・サービスを集約し、周辺集落とのネットワークを持つ「小さな拠点」を形成する場合に、持続可能な地域公共交通の形成及び物資の流通の確保に資するため、市町村が地域再生計画を作成し認定を受けた場合に、自家用有償旅客運送者による少量貨物の運送を可能とする。	国土交通省
12. 生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例	認定市町村が、認定地域再生計画に記載された「生涯活躍のまち」形成事業について、協議会での協議を経て生涯活躍のまち形成事業計画を作成し、都道府県知事等の同意を得たときは、事業の実施に必要な介護事業者の指定等、事業者による手続の簡素化の特例措置を講ずる。	内閣府 厚生労働省
13. 地域住宅団地再生事業計画に基づく特例	認定市町村が、認定地域再生計画に記載された地域住宅団地再生事業について、協議会での協議を経て地域住宅団地再生事業計画を作成し、国土交通大臣等の同意を得て公表したときは、当該地域住宅団地再生事業計画に記載された建築物の整備方針に適合することをもって用途地域の制限に係る許可が可能となる等の特例措置を講ずる。	内閣府 厚生労働省 国土交通省
14. 既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画に基づく特例	認定市町村が、認定地域再生計画に記載された既存住宅活用農村地域等移住促進事業について、協議会での協議を経て既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画を作成し、公表したときは、都道府県知事等が農村地域等移住促進区域内における農村地域等移住者による既存住宅の取得等の促進が図られるよう適切な配慮をする措置を講ずる。	内閣府 農林水産省 国土交通省
15. 地域農林水産業振興施設を整備する事業に係る農地転用等の許可等の特例	農林水産業の6次産業化に資する施設の整備が図られるよう、地域農林水産業振興施設を整備する事業を定めた地域再生計画について内閣総理大臣の認定を受けた市町村が、協議会での協議を経て地域農林水産業振興施設整備計画を作成し、都道府県知事の同意を得たときは、当該計画に基づく施設整備について、農地転用許可、農用地区域の変更基準等の特例措置を講ずることとする。	農林水産省
16. 株式会社民間資金等活用事業推進機構の業務の特例	認定地方公共団体が認定地域再生計画に基づき民間資金等活用公共施設等整備事業を行う場合において、株式会社民間資金等活用事業推進機構が、当該認定地方公共団体の依頼に応じて、当該認定地方公共団体に対する専門家の派遣、助言等の業務を営むことができることとする。	内閣府
17. 構造改革特別区域計画等の認定等の手続の特例	地方公共団体が複数の計画を一体的に作成しやすくなるとともに、事務負担の軽減を図るため、地域再生計画に構造改革特別区域法、中心市街地活性化法又は地域未来投資促進法の事業に関する事項を記載して申請した場合、地域再生計画の認定を受けたときは、上記の各法律に基づく計画の認定等があったものとみなす。	内閣府 経済産業省
18. 補助対象施設の有効活用	補助対象財産を有効に活用した地域再生を支援するため、社会経済情勢の変化等に伴い需要の著しく減少している補助対象財産の転用を弾力的に認めるとともに、手続を簡素合理化することとし、法第18条により、認定地域再生計画に基づき、補助対象財産を補助金等の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合においては、地域再生計画の認定を受けたことをもって、補助金等適正化法第22条に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとして取り扱い、転用を認めることとする。用途と譲渡先について差別的な取り扱いをしないこと及び国庫納付を求めないこととする。	全府省庁
19. 地域における男女共同参画促進を支援するアドバイザー派遣事業	地域における様々な課題解決のための実践的な活動に関する先進事例の収集・分析・提供やアドバイザー派遣等による総合的な支援を行う。なお、アドバイザー派遣の選定に当たって、地域再生計画の認定を受けているものについては、一定の配慮を行う。	内閣府
20. 公共施設を転用する事業へのリニューアル債の措置	既存の公共施設を地域活性化事業が目的とする地域の活性化を図るための施設に転用するための増改築等のリニューアル事業で、認定地域再生計画に位置付けられた場合には、地域活性化事業債の対象とする。	総務省

支 援 策		関係省庁
21. ふるさと融資の限度額拡大	地方公共団体が（一財）地域総合整備財団の支援を得て、地域振興に資する民間事業活動等を対象として行うふるさと融資について、「地域再生支援利子補給金」又は「特定地域再生支援利子補給金」の支援措置を活用した地域再生計画の認定を受けた地域に対しては、一般の地域よりも有利な融資限度額を適用する。	総務省
22. 過疎地域持続的発展支援交付金	過疎地域の持続的発展に必要な人材育成事業、ICT等技術活用事業等を支援する過疎地域持続的発展支援事業、過疎地域の集落再編を図るための過疎地域集落再編整備事業、過疎地域にある遊休施設を活用して地域間交流及び地域振興を図るための施設の整備を行う過疎地域遊休施設再整備事業及び集落の維持・活性化を図るための過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業について、その経費の全部又は一部を交付する。	総務省
23. 公有地の拡大の推進に関する法律による先買いに係る土地を供することができる用途の範囲の拡大	公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づく先買い制度により取得された土地を供することができる事業の対象に、当該土地が取得後10年を経過している等の要件を満たす場合に限り、認定地域再生計画に記載された事業を追加する。	総務省 国土交通省
24. 外国人研究者等に対する永住許可弾力化事業	質の高い研究開発の推進や当該研究開発の成果を実用化した新規事業の創出等に取り組む地域における、特定の研究機関等で研究等を行う外国人研究者、情報処理技術者であって、我が国への貢献が認められる者については、永住許可要件（在留実績期間）の緩和を行うこととする。地域再生計画の認定を支援の要件とする。	法務省
25. 外国人研究者等に対する入国申請手続に係る優先処理事業	質の高い研究開発の推進や当該研究開発の成果を実用化した新規事業の創出等に取り組む地域における、特定の研究機関等で研究等を行う外国人研究者、情報処理技術者については、入国・在留諸申請の優先処理を行うこととする。地域再生計画の認定を支援の要件とする。	法務省
26. 地域雇用活性化推進事業	雇用機会が不足している地域や過疎化が進んでいる地域等の市町村、経済団体等から構成される協議会が地域の特性を生かして提案する「魅力ある雇用」や「それを担う人材」の維持・確保を図るための創意工夫ある取組について、コンテスト方式により選抜・委託した上で実施する。当該取組が地域再生計画に位置付けられている場合、選定に当たって一定程度配慮する。	厚生労働省
27. 地域若者サポートステーション事業	若年無業者等の若者が充実した職業生活を送り、我が国の将来を支える人材となるよう、地域若者サポートステーション（以下、「サポステ」という。）事業として、NPO等を活用し、全国において以下の支援を実施する。 ・職業的自立に向けての専門的相談支援 ・サポステの支援を受けて就職した者等に対する就労後の定着・ステップアップ支援 ・合宿を含む集中的な訓練	厚生労働省
28. 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）	認定地域再生計画に記載されているまち・ひと・しごと創生寄附活用事業（地域における安定的な雇用機会の増大を図る事業に限る。）に関連する寄附を行い、当該事業が実施される地方公共団体の区域内に事業所を設置・整備の上、地域求職者を継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対しても、一定額を助成する。	厚生労働省
29. 経営体育成総合支援事業	漁業・漁村を支える人材の確保・育成を図るため、漁業への就業前の者への資金の交付、漁業現場での長期研修を通じた就業・定着の促進、海技士免許等の資格取得及び漁業者の経営能力の向上等を支援する。	農林水産省
30. オープンイノベーション研究・実用化推進事業	我が国の農林水産・食品産業の競争力を強化し飛躍的に成長させていくため、従来の常識を覆す革新的な技術・商品・サービスを生み出していくイノベーションの創出に向け、『「知」の集積と活用の場』による研究開発を重点的に推進する提案公募型研究事業。地域再生計画において本事業に対する支援措置要望の記載がある研究課題については、採択に当たって一定程度配慮する。	農林水産省
31. 農山漁村振興交付金	少子高齢化・人口減少が進む農山漁村において、「しごと」「くらし」「活力」「土地利用」の観点から農村振興施策を総合的に推進することにより、関係人口の創出・拡大を図るとともに、農林水産業に関わる地域のコミュニティの維持と農山漁村の活性化及び自立化を後押しする。当該施策が地域再生計画に位置付けられている場合、公募・選定等に当たり配慮する。	農林水産省
32. 中小企業活性化協議会、整理回収機構等の連携	地域経済の動向に甚大な影響を与えるといった事態の発生に伴い、地域企業に対する再生支援を含む各種施策を集中・連携して実施するため、地域再生計画の認定を踏まえ、当該地域の地方公共団体において中小企業活性化協議会、整理回収機構等関係機関を含む連絡調整組織を整備するとともに、当該地方公共団体からの要請に応じ、企業再生実務に関する説明会に対し、同協議会等が連携して専門家を派遣する等、集中的に支援を行う。	経済産業省 金融庁
33. 地域再生等に資する実用化技術の研究開発助成	地域の諸課題（社会インフラの老朽化、少子高齢化、気候変動に伴う災害など）の解決に資するための研究開発のテーマを国が示し、そのテーマに対し、民間企業や大学等の研究開発提案を公募し、より効果的・効率的な研究開発に対し助成を行う競争的資金制度。産学官の連携等により、地域が抱える建設技術に関する課題解決に対して先駆的に行う研究開発であり、かつ、他地域への応用性のある建設技術の研究開発課題を対象に公募を実施。地域再生計画に位置づけられたものについて配慮する。	国土交通省
34. 地域公共交通確保維持改善事業	地方バス路線、離島航路・航空路などの生活交通の維持・確保を図るため、官民、交通事業者間、医療機関等の他分野との共創やMaaSのさらなる高度化を推進するプロジェクトとともに、バリアフリー化や地域鉄道の安全性向上に資する設備の整備など、快適で安全な公共交通の構築に向けた取組を支援する。	国土交通省
35. 住宅市街地総合整備事業（住宅団地ストック活用型）	居住者の高齢化等により多様な世代の暮らしの場として課題が生じている住宅団地について、地域のまちづくり活動、既存ストックを活用した高齢者・子育て世帯の生活支援施設等の整備等に対して支援する。	国土交通省
36. 住宅市街地総合整備事業（住宅団地再生推進モデル事業）	高齢化等の課題を抱える住宅団地を再生し、将来にわたって持続可能なまちの形成を推進するため、地域住民による持続可能な団地再生の取組手法を確立することを目的として、民間事業者等によるモデル的な団地再生の取組に対して支援する。	国土交通省
37. 生涯活躍のまち形成事業計画によるサービス付き高齢者向け住宅の入居者要件の設定	認定地域再生計画に記載された「生涯活躍のまち」形成事業の実施に当たり、認定市町村が作成する生涯活躍のまち形成事業計画において、国土交通大臣・厚生労働大臣が定める基準に従い、サービス付き高齢者向け住宅の入居者についての要件を定めた場合、当該要件に該当する者も入居対象とする。	国土交通省 厚生労働省
38. 地域再生支援のための「特定地域プロジェクトチーム」の編成	地方公共団体、地元経済界、国の地方支分部局等の横断的な議論の場（共通プラットフォーム）を活用し、必要に応じて、国の出先事務所・支局等も活用しつつ、地方支分部局の担当課長等からなる「特定地域プロジェクトチーム」を編成し、市町村と一体となって具体のプロジェクトの実現を支援する。	国土交通省 内閣府 総務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 環境省
39. 地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業	地方公共団体等による地域再エネ導入の目標設定・意欲的な脱炭素の取組に関する計画策定、再エネの導入調査、官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築、再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング、事業の持続性向上のための地域人材の確保・育成に関する支援を行う。	環境省

都道府県担当部局問合せ先一覧

令和7年5月1日時点

都道府県	担当部署	電話番号
北海道	総合政策部地域創生局地域政策課	011-204-5795
青森県	総合政策部総合政策課 交通・地域社会部地域交通・連携課	017-722-1111
岩手県	ふるさと振興部地域振興室	019-629-5183
宮城県	企画部地域振興課	022-211-2425
秋田県	あきた未来創造部あきた未来戦略課	018-860-1232
山形県	みらい企画創造部 移住定住・地域活力拡大課	023-630-2488
福島県	企画調整部地域振興課	024-521-7102
茨城県	政策企画部計画推進課	029-301-2072
栃木県	総合政策部地域振興課	028-623-2257
群馬県	知事戦略部戦略企画課	027-226-2405
埼玉県	企画財政部行政・デジタル改革課 企画財政部地域政策課	048-830-2129 048-830-2771
千葉県	総合企画部政策企画課	043-223-2393
東京都	政策企画局計画調整部計画調整課 総務局行政部振興企画課	03-5321-1111
神奈川県	政策局自治振興部地域政策課	045-210-3275
新潟県	知事政策局地域政策課	025-280-5096
富山県	知事政策局企画室人口未来課	076-444-4069
石川県	企画振興部地域振興課	076-225-1335
福井県	未来創造部未来戦略課 総務部市町協働課	0776-21-1111
山梨県	人口減少危機対策本部事務局人口減少危機対策課	055-223-1841
長野県	企画振興部地域振興課	026-235-7021
岐阜県	総合企画部総合政策課	058-272-1840
静岡県	企画部知事政策課 総務部地域振興課	054-221-3769 054-221-2057
愛知県	政策企画局企画調整部地方創生課	052-954-7528
三重県	政策企画部企画課	059-224-2025
滋賀県	総務部市町振興課	077-528-3231
京都府	総合政策環境部総合政策室 総合政策環境部地域政策室	075-414-4351
大阪府	政策企画部企画室推進課	06-6944-6205
兵庫県	企画部地域振興課	078-341-7711
奈良県	県土マネジメント部まちづくり推進局県土利用政策課	0742-27-8484
和歌山県	企画部企画政策局企画課	073-441-2337
鳥取県	令和の改新戦略本部政策戦略局令和の改新推進課 令和の改新戦略本部政策戦略局総合統括課	0857-26-7111
島根県	地域振興部しまね暮らし推進課	0852-22-6502
岡山県	総合政策局地方創生推進室	086-226-7086
広島県	地域政策局市町行財政課 総務局経営企画チーム	082-513-2614 082-513-2396
山口県	総合企画部中山間・地域振興課	083-933-2549
徳島県	企画総務部地域連携課	088-621-2410
香川県	政策部地域活力推進課	087-832-3105
愛媛県	企画振興部政策企画局地域政策課	089-912-2235
高知県	総合企画部中山間地域対策課	088-823-9622
福岡県	企画・地域振興部市町村振興局政策支援課	092-643-3176
佐賀県	政策部さが政策推進チーム 地域交流部さが創生推進課	0952-25-7541 0952-25-7506
長崎県	企画部政策企画課 地域振興部地域づくり推進課	095-895-2034 095-895-2245
熊本県	企画振興部地域振興・世界遺産推進局地域振興課	096-333-2137
大分県	企画振興部おおいた創生推進課	097-506-2035
宮崎県	総合政策部中山間・地域政策課	0985-26-7035
鹿児島県	総合政策部総合政策課計画管理室	099-286-5721
沖縄県	企画部企画調整課 企画部地域・離島課	098-866-2026 098-866-2370



内閣府地方創生推進事務局

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎6階

TEL 03-5510-2474 FAX 03-3591-1974

URL <https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/>

令和7年7月版